

議案第 96 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求める。

平成 21 年 12 月 11 日

三朝町長 吉 田 秀 光

- 1 財産の内容 三朝町立小学校教育ネットワーク機器一式
- 2 相手方 広島県広島市南区比治山本町 11 番 20 号
エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス(株) 中国支社
支社長 狩 野 明 久
- 3 取得価格 契約金額 20,359,500円
(消費税及び地方消費税の額 969,500円)
うち物品費 18,144,000 円
(消費税及び地方消費税の額 864,000円)
- 4 取得目的 町内小学校教育ネットワークの整備